



27(公社)全宅連政策発 42 号
平成 27 年 10 月 28 日

都道府県協会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 小林 勇

横浜市の分譲マンションにおける
基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

横浜市の分譲マンションにおいて、一部の基礎ぐいが支持層に達しておらず、また、くいの施工記録データの一部に不適切な転用・加筆があったことが判明いたしました。この問題を受けて、国土交通省は、旭化成等に対し、最近 10 年間でくい施工した物件 3,040 件について、データの流用がなかったか調査し、新たなデータの流用が明らかになった場合、11 月 13 日までに報告するよう指示しました。

調査対象となる 3,040 件については、旭化成等から元請業者や事業主（デベロッパー）を通じ、管理組合（区分所有者）に通知されております。

さらに、調査結果のうち、データの流用があったことが判明した物件については、11 月 13 日までに管理組合（区分所有者）に通知される予定です。

つきましては、今後、マンション等を仲介する場合には、マンション購入者の不安解消などトラブル防止の観点から、上記 3,040 件に該当する旨の通知及びデータの流用の通知の有無を売主（区分所有者）及び管理組合に確認し、該当があった場合には重要事項説明書の備考欄に記載するなどにより、当該購入希望者に対し説明するようご留意ください。

消費者保護の観点からも十分にご認識いただき、都道府県協会におかれましては、貴協会会員に対し、ご周知方よろしく願い申し上げます。

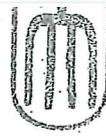
敬 具

記

<添付書類>

- ・横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応の要請（国土交通省）
- ・データ流用等に関わる徹底した調査を実施（国土交通省）
- ・旭化成建材が施工した物件の調査（国土交通省）

以上

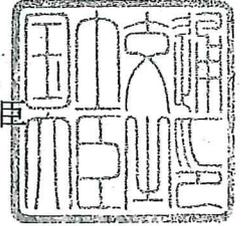


国土動第84号
国土建第289号
平成27年10月21日

公益社団法人

全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通大臣



横浜市の分譲マンションにおける
基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応の要請

横浜市の分譲マンションにおいて、建物の不具合に関する住民からの指摘に基づき事業主が調査を行ったところ、一部の基礎ぐいについて支持層に達しておらず、また、くい施工記録データの一部に不適切な転用・加筆があったこと等が判明した。

今回のような事案の発生は、建築物等に対する国民の不安につながるものであり、このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、断じてあってはならないことである。

ついては、今回の事案を受けて、建築物等の安全性についての国民の不安払拭に万全を期するため、貴団体においては、下記について貴団体の傘下企業において遺漏なき対応が講じられるよう要請する。

記

1. 居住者等において建築物等に関する不安が広がることのないよう、売主、事業主及び元請企業として、居住者や国民の不安払拭のために積極的な対応を講じること。また、建築物の安全確保や居住者等の不安の増幅防止のために機動的な対応を図る必要が生じた場合には迅速かつ誠実な対応を速やかに講じること
2. 旭化成建材（株）において、過去10年間のくい施工工事（約3000件）についてデータ改変等の調査が進められているところであるが、より確実かつ厳正な調査の実施を図るため、売主、事業主及び元請企業として主体的に調査を実施し、責任ある対応を行うこと

データ流用等に係る徹底した調査を実施

国土交通省

③ 調査結果の報告

○旭化成・旭化成建材、元請建設会社、マンション売主の3者で確認の上、旭化成建材が報告 (11月13日まで)

① 調査実施の要請

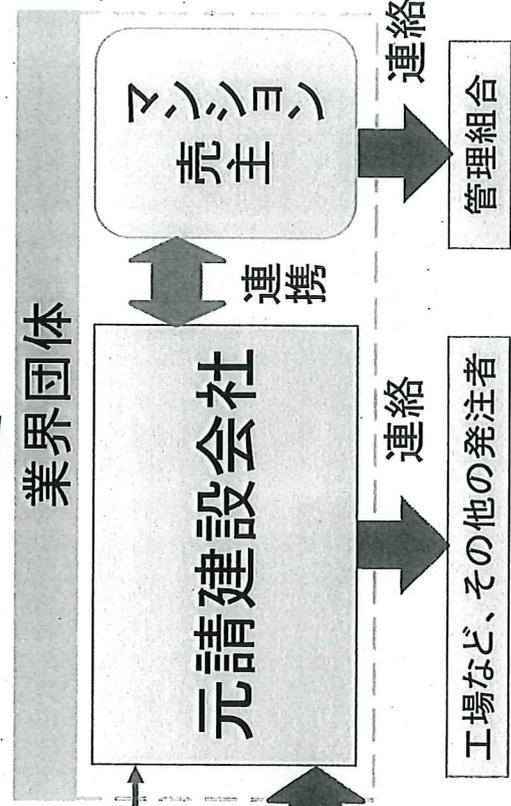
○元請建設会社・マンション売主に対し、連携してデータ流用等に関する調査を行うよう要請 (10月21日)

旭化成・旭化成建材

工事一覧の通知
○旭化成建材と取引のある元請建設会社に、調査対象となる工事を通知

② 連携体制

○元請建設会社・マンション売主が、旭化成・旭化成建材と調査結果を共有・連携



旭化成建材が施工した物件の調査



国土交通省

